



令和4年 (2022年) 11月 16日 (水)

No. 15778 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆インターネット上における他人の商標の
使用について (上) (1)

☆イノベーション・ブランド構築に資する
意匠法改正～令和元年改正～..... (7)
☆[春宵一刻] 天空の都市マチュピチュの段々畑 (8)

インターネット上における他人の商標の 使用について (上)

弁護士法人 内田・鮫島法律事務所
弁護士 根岸 秀羽

第1 はじめに

インターネット上においては、メタタグ¹や検索連動型広告²等、様々な手段により需要者を自身のウェブサイトへ誘導する仕組みが存在する。

これらの仕組みにおいて、他人の登録商標が使用されることがあるが、このような使用態様が当該他人の商標権を侵害するかを巡り、しばしば紛争が生じる。

そもそも、商標法が保護対象とする商標は、同法の目的(1条。以下同法を「法」という。)に照らし、自他識別機能(商標の付された商品・役務を他人の商品・役務と区別する機能)ないし出所表示機能(商標が付された商品・役務の出所を表示する機能)のほか、品質保証機能(商標が付された商品・役務が一定の品質であることを示す機能)や広告宣伝機能(消費者に商品・役務が記憶されることにより広告



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治
シニアカウンセラー 小野 由己男*

弁理士 夫 世進
弁理士 金田 祥子
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎
中国弁理士 鄭 徳虎
カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン*

弁理士 合路 裕介* 弁理士 石川 貴之
弁理士 香山 良樹 弁理士 金 亨泰
弁理士 古賀 稔久 弁理士 小出 宗一郎
弁理士 松山 習 弁理士 三崎 正輝*
弁理士 魯 佳瑛 弁理士 岡崎 信治
弁理士 上田 雅子 弁理士 吉田 新吾
韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

(日本弁理士ABC順)

*米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)